

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5及び第167条の11の規定により、令和5年度及び令和6年度において伊達市が発注する工事、設計等、物品購入・業務委託等の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」と総称する。）に参加しようとする者に必要な資格及び資格審査の申請等について、次のとおり定める。

令和4年11月30日

伊達市長 菊谷 秀吉

第1 資格要件

1 基本的資格要件

伊達市が発注する契約に係る競争入札に参加できる者（以下「競争入札参加資格者」という。）は、次のいずれにも該当することとする。

- (1) 政令第167条の4第1項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 伊達市暴力団の排除の推進に関する条例第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団関係事業者に該当しない者
- (4) 本市の市税を滞納していない者
- (5) 国税（法人税、所得税、消費税及び地方消費税）を滞納していない者

2 契約の種類による資格要件

契約の種類ごとの要件は、次のとおりとする。

(1) 工事の請負に係る契約

ア 競争入札参加資格者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとする。

- ① 審査基準日現在において、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可（次の表の左欄に掲げる資格の区分に応じ、当該右欄に定める工事の種類に係るものに限る。）を受けている者であって、かつ、当該許可を受けてから引き続き2年以上その事業を営んでいること。

資格の分類	工事の種類
一般土木工事	土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、鋼構造物工事、舗装工事、しゅんせつ工事
建築工事	建築一式工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、板金工事、ガラス工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、建具工事、清掃施設工事
配管工事	管工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、消防施設工事
水道施設工事	さく井工事、水道施設工事、清掃施設工事
電気工事	電気工事、電気通信工事、消防施設工事
塗装工事	塗装工事
造園工事	造園工事
解体工事	解体工事

- ② ①の許可を受けた建設業について、資格審査の申請する日（その日が令和5年4月1日前である場合は、令和5年4月1日）の1年7か月前の日の直後の事業年度の終了の日（以下「基準日」という。）以後に建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査を受けており、①に規定する建設業に係る建設業法第27条の29第1項に規定する総合評定値の通知を受けていること。
- ③ 基準日以後に通知を受けた建設業法第27条の27に規定する経営規模等評価結果において、①に規定する建設業の許可に係る完成工事高を有していること。
- ④ 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険のすべてにおいて、加入又は適用除外であること。

イ 伊達市内に建設業法に定める主たる営業所を有する事業者のうち、工事の請負に係る契約のア①に規定する資格の分類に係る競争入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項について行った審査の結果により算出した総合数値を勘案し、必要に応じて市長が別に定める等級に格付けする。

- ① 客観的事項 経営事項審査に係る総合評定値（客観点数）
- ② 主観的事項 工事施工成績合計評定点の平均値による点数（主幹点数）に発注者別評価項目申告書による点数（社会点数）を加えたもの

(2) 設計等に係る契約

ア 共通要件

- ① 審査基準日現在において、引き続き1年以上その事業を営んでいること。
- ② 審査基準日の直前1年間に、その事業に係る売上高を有していること。

イ 資格の分類及び要件

資格の分類	要件
測量	測量法（昭和24年法律第188号）による測量業者の登録を受けている者であること。
地質調査	—
土木設計	—
建築設計	建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする場合を除く。
技術資料	—
道路清掃	—

(3) 物品購入・業務委託等に係る契約

競争入札参加資格者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとする。

- ア 審査基準日現在において、引き続き1年以上その事業を営んでいること。
- イ その事業の営業に関し、法令等に基づく許可登録等が必要な業種については、当該許可登録等を受けた者であること。

3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）の規定に基づき設立された組合（以下「協同組合等」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）の規定に基づき設立された協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該協同組合等又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2に規定する要件のうち営業年数に係る資格要件は、適用しない。

- (1) 経済産業局長が行う官公需の受注に係る適格組合証明を有するとき。
- (2) 企業組合（中小企業等協同組合法第3条第4号に規定する企業組合をいう。以下同じ。）及び協業組合にあつては、設立の際に競争入札参加資格者である者が構成員の過半数を占めているとき。

4 審査基準日

令和4年12月1日

5 資格の有効期間

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

6 有効期間の更新手続

5の有効期間を更新しようとする者は、令和6年度に令和7年度以降の資格に関する公示を行う予定であるので、当該公示に基づき更新手続を行うこと。

7 資格の取り消し

競争入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当したときは、当該競争入札参加資格を取り消すものとする。

- (1) 政令第167条の4第1項に規定する者になったとき。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定に基づき競争入札への参加を排除されたとき。
- (3) 法令の規定によりその者に付与された営業の許可、免許又は登録等が取り消されたとき。
- (4) その他第1の1又は2に定める要件を欠くこととなったとき。
- (5) 申請書類に故意に虚偽の記載をしたとき。

8 資格審査結果の通知

競争入札参加資格者に係る資格審査の結果通知については、資格者名簿を伊達市ホームページにて公表することで、結果の通知に代えるものとする。

なお、参加資格を有しないと決定したときは、別途、書面により通知するものとする。

第2 資格審査の申請の時期、方法等

1 申請の時期及び方法

申請の時期及び方法は次のとおりとする。

	工事・設計等	物品購入・業務委託等
受付期間	令和4年12月12日（月曜日）から令和5年1月31日（火曜日）まで	
申請方法	インターネット申請	書面申請

2 申請にあたっての注意事項

(1) 工事及び設計等

申請者は、インターネット回線を利用して、次のウが運営する北海道市町村入札参加資格共同審査システム（以下「共同審査システム」という。）を利用して資格審査の申請を行うこと。

ア 共同審査システムへのアクセス

共同審査システムへのアクセスは、次のホームページアドレスから行うことができる。なお、共同審査システムの稼働時間にあたっては、ポータルサイトにおいて掲示する稼働日時を確認すること。

北海道市町村入札参加資格共同審査ポータルサイト

URL : <http://www.hoctec.info/kyoshin/>

イ 共同審査に係る申請の手引き及び様式等の入手先

共同審査に係る申請の手引き及び様式等は、ポータルサイトに掲載する資料からダウンロードすること。

ウ 共同審査に関する運営及び問い合わせ先

北海道市町村入札参加資格共同審査協議会

一般財団法人北海道建設技術センター 入札参加資格審査担当

TEL : 011-733-2322

(電話受付時間 土・日・祝日を除く午前9時00分から午後5時00分まで)

E-mail : kyoshin@hoctec.or.jp (メールによる問い合わせは24時間送信可能)

エ 共同審査システムの利用環境等

ポータルサイト掲載の利用環境の準備を要することから、当該事項について確認し適宜対策を講じること。

オ 共同審査システムの利用申請

申請者は、インターネットを利用して、ポータルサイトにアクセスし、共同審査システムの利用に必要な事前の手続きを行うものとする。

カ 資格審査申請情報の電子申請

利用手続きの申請完了後に通知されるログインID及びパスワードにより、ポータルサイトの共同審査システムへアクセスし、入札参加資格審査申請の画面上の申請フォームに必要事項を入力の上、申請情報及び共同審査申請の手引き等において添付が必要と明記している紙媒体の添付書類をPDFファイル形式に電子化したものを併せて送信しなければならない。

(2) 物品購入・業務委託等

申請者は、伊達市が指定する申請書及び添付書類を紙媒体で提出して資格審査の申請を行うこと。

ア 申請書の受付

1に規定する受付期間のうち、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで。

※ただし、土曜日、日曜日及び祝日等閉庁日を除く。

イ 受付方法

持参又は郵送。郵送の場合は、受付最終日午後5時までに必着のこと。

ウ 受付場所

伊達市役所 企画財政部財産契約課契約係

〒052-0022 北海道伊達市鹿島町20番地1（本庁舎2階）

エ 申請の手引き及び様式等の入手方法

ウの担当窓口または伊達市ホームページに掲載する資料からダウンロードすること。

第3 この告示に関する問い合わせ先

北海道伊達市鹿島町20番地1

伊達市役所 企画財政部財産契約課契約係

電話 0142-82-3115